本日5月20日の臨時会本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けま した議案第34号につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、委員全員出席の もと審査を行いましたので、その経過及び結果を報告します。

主な質疑として、どのような場合に国民健康保険税を減免することを認めるのかとの質疑に対して、今後も起こりうる様々な災害などの有事に対応するため、今回は申請をせずに減免が可能になるという手続きを定めるもので、あえて条件などは定めずに、柔軟な対応ができるようにしたと答弁がありました。納税者となっていた部分を納税義務者に変更したのは、今回の条例改正とどのように関係があるのかとの質疑に対して、表現が統一されていなかったため、今回税務上の表現である納税義務者に変更したいと答弁がありました。また、国民健康保険加入者以外の生活の厳しい方との公平性についてどのように考えているのかとの質疑に対して、市は国民健康保険の保険者を担っている。その他にも市民が加入しておられるさまざまな保険については、それぞれの保険者が対応すべき事項と考えていると答弁がありました。国民健康保険の2カ月免除について、市民への周知はどのようにするのかとの質疑に対して、6月の広報こなんへの掲載のほか、6月上旬に今年度確定した国民健康保険税の納税通知書を全世帯に送付し、この際に1期2期分については減免とし徴収しないことを周知しますと答弁がありました。

その後、討論はなく採決を行いました。

その結果、議案第34号湖南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制 定については、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。